

介護保険料納付済額の確認書類について

介護保険料の社会保険料控除について

第1号被保険者（65歳以上の人）が納付していただいた介護保険料は、所得税の確定申告や、市県民税の申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。申告には納付額の確認書類（領収書等）が必要となります。

納付済額の確認書類について

【特別徴収（年金天引き）の人】

年金保険者（日本年金機構、健康保険組合等）から1月中に送付される公的年金等の源泉徴収票に社会保険料の金額（国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を含む）が記載されていますので、そちらで確認をお願いします。

ただし、非課税年金（遺族年金、障害年金等）の場合は、年金保険者から源泉徴収票が送付されません。「介護保険料納付額確認書」が必要な場合は、申請をお願いします。

【普通徴収（納付書払い）の人】

領収書で確認をお願いします。領収書の紛失等により「介護保険料納付額確認書」が必要な場合は、申請をお願いします。

【普通徴収（口座振替払い）の人】

毎年1月中に市税等口座振替領収済通知書（青色のはがき）を郵送しておりますので、そちらで確認をお願いします。

介護保険料納付額確認書の交付申請について

【申請方法】

介護保険課、各支所で申請することができます。交付申請書と窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参のうえお越しください。

※窓口に来られる人が被保険者本人または同一世帯員以外の場合は委任状が必要となります。

直接お越しにくいことが難しい人は、本人確認書類の写しを添付していただき、郵便で申請してください。

【申請様式】

申請書
委任状

【手数料】

無料